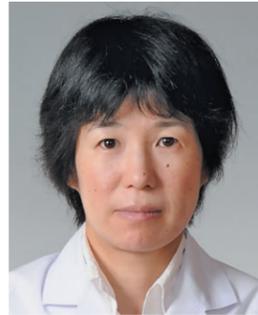


医療安全管理部のご紹介

医療安全管理部における弁護士の役割について

医療安全管理部のスタッフ弁護士として、患者さんにより安全安心な医療を提供できるように、医師や看護師など医療従事者へ法的な視点からアドバイスを行っています。

医療は医療者と患者さんとの信頼関係で成り立っています。福岡大学病院では、信頼され安心して受診していただける病院を実現するため、患者さんの基本的な権利と義務を明確にして、これを職員一同が遵守するとともに、患者さんにも守っていただくことを要望しています。



弁護士
なかむらのりこ
中村 伸理子

患者さんの権利

1. 受療権

患者さんには常に人間としての尊厳と差別のない安全で最善の医療を受ける権利があります。

2. 選択権

患者さんには病院を自由に選択し、変更する権利があります。

3. 自己決定権

患者さんは検査や治療について、その目的、もたらされる結果などについて十分説明を受け、納得の上で選択あるいは拒否する権利があります。

4. 知る権利

患者さんは自分自身に関する情報を開示されて、自己の健康状態について十分な情報を得る権利があります。

5. プライバシー保護権

患者さんは医療上得られた個人の情報やプライバシーが守られる権利があります。

患者さんの義務

1. 情報提供義務

患者さんは良質な医療の提供を受けるために、ご自身の健康に関する情報をできる限り正確に医師や看護師に提供してください。

2. 状況確認義務

患者さんは納得のいく医療の提供を受けるために医療に関する説明を受け、理解できない場合は理解できるまで質問して確認してください。

3. 診療協力義務

全ての患者さんが適切な療養環境で治療に専念できるように、社会的ルールや病院の規則、職員の指示を守ってください。

4. 医療費支払い義務

適切な医療を維持していただくために、医療費を滞りなくお支払いいただくことが必要です。



医療安全管理部の「ご意見・ご要望窓口」には、患者さんからご意見などが寄せられます。寄せられたご意見などに対しては、患者さんの権利を守るため、必要に応じ、法的な視点から、医療者に患者さんへの対応をアドバイスしています。一方、患者さんが診療に協力いただけないなど、医療者が患者さんの対応に苦慮している場合は、客観的立場で、医療者の相談にのり、できるだけ医療者が本来の診療業務に注力できるよう、法的な視点からアドバイスしています。

医療安全管理部は、患者さんにより安全安心な医療を提供するため、医療者や事務職員とともにスタッフ弁護士が、日々活動を行っています。

新年のご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

2019年12月1日より新病院長を拝命いたしました。病院長就任に際して皆様から、多くの激励とお祝いの言葉を頂き、大変有難うございました。私で13代目と聞き及んでいます。これまでの病院長の方々の意思を引き継ぎ取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

今年は、何と云っても社会的な関心は、4年に1回のオリンピックが東京で開催される年であり、医療では2年に1回の診療報酬の大改定がある年です。私たちは、様々な医療環境の変化に柔軟に即応できるような病院基盤の構築に取り組んでいかなければなりません。福岡大学病院にとりましても重要な年になると思います。私は、このような社会環境をふまえて「人にやさしく、業務に厳しく」を経営理念に掲げて取り組みたいと思います。

ご存知のように2025年までに団塊の世代が後期高齢者になり疾病構造や受療行動が変化することが予想されます。また医療における「働き方改革」が叫ばれ、昨年春からの働き方改革関連法(時間外労働の上限規制、有給休暇取得の義務化等)を受けて、さらに効率的な組織運営が求められるでしょう。一方で、長時間労働を改善する医療機関への報酬増額や、働き方改革を後押しするため医師の技術料引き上げなどの動向を注視する必要があります。

昨年秋には新本館の建物の概要を決める基本設計が終わり、建設予算も承認されました。本年春から現実化する実施設計が始まり次年度から施工が開始される予定です。しかしながら、基本設計には、まだまだ修正の余地が残されていますので、最良のプランを検討し、2023年の完成に向けて邁進したいと考えています。

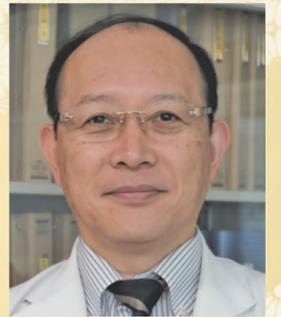
福岡大学病院の発展には地域医療機関との連携推進は、最も重要な要素です。この中心的な役割を担っている地域医療連携センターの業務強化をはかり、現在の絆病院や連携医療機関の登録を更に増やして行きたいと考えています。また当院は、福岡大学関連施設である福岡大学筑紫病院、福岡大学西新病院、福岡大学博多駅クリニックと連携を行い先導的な役割を果たしております。これら施設を合わせると1400床を超えるユニットになります。それぞれの特徴を生かし連携を深めて福岡医療圏に貢献したいと考えています。

今後も地域医療の中核的機関として高度医療を安全に提供しなければなりません。大学病院として教育的な役割にも力を注ぐ必要があります。医学科、看護学科、薬学科の卒前・卒後教育は勿論のことですが、高度医療を提供するための医師、看護師、技師がキャリアプランを描いて目指している活動の支援にも尽力していきます。

福岡大学病院は約2000人近くの職員で運営されています。しかし医療系だけではなく、他学部を含めた大学全体との強固な連携をとり、病院実態の周知と理解、人材交流・支援を得ることに力を注ぎたいと思います。

職員ひとりひとりが、自分の部署で今年の目標を立てて「目標達成までに何をすべきか」をよく考え、実行していただければ更に活気ある病院になるでしょう。お気付きのことは何なりとご意見や提案をいただければ幸いです。

本年もよろしくお願い申し上げます。



福岡大学病院
病院長
いわさきのり
岩崎 昭憲



医療安全管理部のご紹介

医療事故調査制度について

2017年5月より福岡大学病院医療安全管理部に配属となりました。現在、医療安全管理者として医師、薬剤師、看護師の3職種で、患者さんの安全を最優先に考え、その実現を目指す「安全文化」を醸成するため活動しています。

今回、医療の安全確保に向けて医療法に基づき2015年10月1日よりはじまりました医療事故調査制度について紹介させていただきます。



医療安全管理者
医師
こよしりえ
小吉 里枝

～医療事故調査制度について～

1. 目的

医療事故調査制度とは、医療の安全を確保するために(安全、安心な医療を提供するために)、医療事故の再発防止(他の医療機関でおきるかもしれない同様の事故を防止すること)を行うことを目的としています。個人の責任追及を目的としたものではありません。

2. 調査の流れについて

医療機関は、医療事故が発生した場合、まずは遺族に説明を行い、医療事故調査・支援センターに報告します。その後、速やかに院内事故調査を行います。医療事故調査を行う際には、医療機関は医療事故調査等支援団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとされており、原則として外部の医療の専門家の支援を受けながら調査を行います。院内事故調査の終了後、調査結果を遺族に説明し、医療事故調査・支援センターに報告します。

また、医療機関が「医療事故」として医療事故調査・支援センターに報告した事案について、遺族又は医療機関が医療事故調査・支援センターに調査を依頼した時は、医療事故調査・支援センターが調査を行うことができます。調査終了後、医療事故調査・支援センターは、調査結果を医療機関と遺族に報告することになります。(厚生労働省ホームページ「医療事故調査制度に関するQ&A(9/28更新)」より)

* 医療事故判断

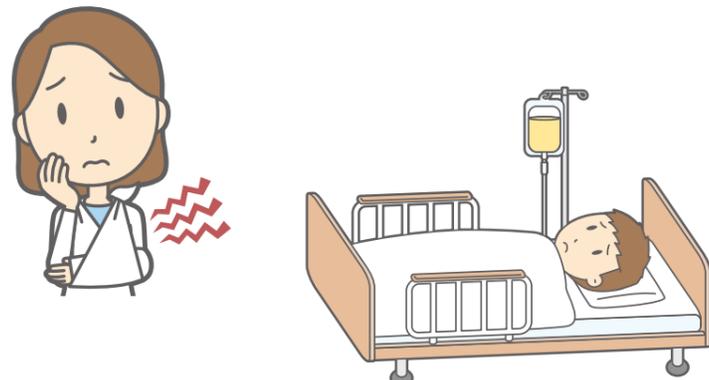
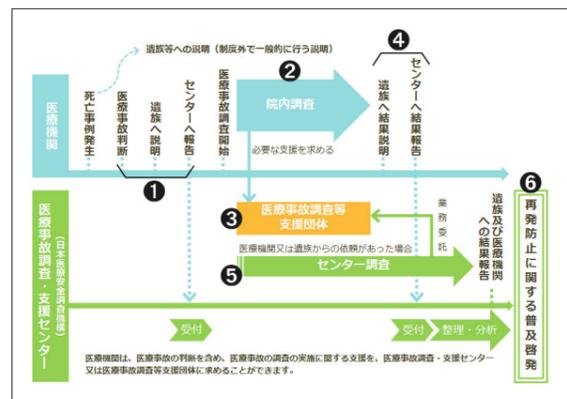
医療事故調査制度の対象となる「医療事故」の範囲は医療法で定められています。

「医療事故」の定義

すべての病院、診療所(歯科を含む)、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因する(起因する疑いを含む)、平成27年10月1日以降の予期しなかった死亡又は死産。

患者の死亡または死産がこの制度の対象になるかどうか(この制度の「医療事故」に該当するか)について、医療機関の管理者(病院長)が組織として判断します。(一般社団法人 日本医療安全調査機構ホームページより)

医療安全管理部は患者さんにより安心・安全な医療を提供するため、各診療科、各部門と協働し取り組んでまいります。



患者さんの安全を保障する組織作りを目指して

医療を提供する上で最も優先されるべきことは「患者さんの安全を保障する」ことであり、これは医療の基軸として捉えなければなりません。提供する医療のリスクと真摯に向き合い、患者さんからの信頼を得ながら安全文化を確立していくためにリーダーシップを発揮するのが医療安全管理部です。

私は看護師であり、長きに渡り医療安全に尽力する看護師の姿を見てきました。看護師は、患者さんに直接ケアを提供するため、インシデントの発生が一番多い職種です。同時に、患者さんの安全のため、日々対策を講じ、努力し、医療の安全を牽引してきた職種であるのも事実です。しかし、看護師だけでできることには限界があります。一つひとつのインシデントに対し、多職種で対策を考え、病院全体で改善していくことが必要です。院内には、看護部を含め多くの部門が存在します。自分たちの部門だけで問題を抱え込まず、病院全体の問題として多職種で知恵を出し合いながら協力し、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを回していくことが重要です。医療安全管理部の役割は、各部門が持つ専門性を理解し、部門と部門を繋ぎながら多職種が協働できる環境を整えることだと考えています。

安全な医療を提供するためには、患者さんの協力も不可欠です。患者さんとそのご家族も医療安全に取り組むプレーヤーであるといえます。患者さん自身が医療安全と向き合うことは、患者さん自身が自分の病気と向き合うことでもあり、それは患者さんの自律に繋がります。当院では本当の意味での「患者参画」に対する取り組みがまだまだ不足していると思います。医療安全管理部では、患者さんとそのご家族と共に考え行動する医療安全に、現場と協働しながら今後も取り組んでいきたいと思っています。



医療安全管理者
看護師
おしかわあさみ
押川 麻美

医療安全管理者の仕事について

医療安全管理者には、

- 1) 安全管理部門の業務に関する企画立案・評価
- 2) 院内巡回により医療安全対策の実施状況の把握・分析し、業務改善の具体的な対策推進
- 3) 各部門のセーフティマネージャーへの支援
- 4) 各部門の医療安全対策の体制確保のための調整
- 5) 医療安全対策の体制確保のための職員研修の企画・実施
- 6) 相談窓口との連携し、医療安全に係る患者さん・家族の相談に適切に応じる体制の支援等が求められています。

また、当院のような特定機能病院では、重大事象が発生した場合には、記録の確認、患者さん・家族への説明、原因の究明の実施その他の対応の状況の確認、確認の結果に基づく職員への必要な指導、医療の安全の確保に関する診療の状況の把握及び職員の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認等が必要とされます。

日常の業務では、インシデント報告を確認後、必要に応じて現場へ赴き、より詳細な状況の確認を行ったり、部門での対策案を協議したりします。対策の実施状況の確認を行うこともあります。テーマを決めて院内ラウンドを行い、現場の状況確認をします。院内教育の立案・実施なども業務のひとつです。各種会議の準備や資料作成も行います。また、患者さん(時には医療者)からの相談(クレーム等含む)にも対応しています。日本医療機能評価機構への報告や他大学との相互ラウンド、医療安全監査委員会も重要な業務のひとつです。

私は、薬剤師ですので、医薬品が関係するインシデントは気になります。そのようなときは、医薬品安全管理責任者や薬剤部に働きかけ、共に対応・対策などを検討することもあります。専従薬剤師の医療安全管理者ですが、医薬品が関わるインシデントのみならず、広い視野をもちつつ、他の二人の専従医療安全管理者(医師:小吉医師、看護師:押川師長)と協力しながら院内の医療安全(患者安全)に取り組んでいます。



医療安全管理者
薬剤師
おしやまあつし
鷺山 厚司